

基発第 0731002 号
平成 20 年 7 月 31 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に
生じた肺がんの業務上外について(回答)

平成 19 年 8 月 28 日付け福島労発基第 4056 号をもってりん伺のあった
標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件については、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に掲げる業務上の疾病に
該当するとは認められない。

基 発 第 0731003 号
平成 20 年 7 月 31 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に
生じた肺がんの業務上外について(回答)

平成 19 年 10 月 5 日付け福島労発基第 4061 号をもってりん伺のあった
標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件については、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に掲げる業務上の疾病に
該当するとは認められない。